

やってみたいを
応援

犬山市社会福祉協議会 平成28年度地域支援事業実施

みなさんの事業を
「赤い羽根」が応援します

ボランティア・市民活動団体への事業助成 のご案内

資金難が理由で…
「あんな事業がしたい！」
「もっとこんなまちにしたい！」
そんな『思い』が埋もれていませんか？
実現のチャンスです。



「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指す事業に対して助成を行います

○助成対象事業の一例

- ①小地域たすけあい活動
- ②ボランティア講座の開催
- ③関係団体との協働によるイベント事業
- ④当事者団体の研修会やレクリエーション事業
- ⑤人にやさしいまちづくり事業
- ⑥青少年を対象とした育成事業
- ⑦住民を対象とし、住民の福祉意識を高める事業

○助成対象外事業

- ①公的補てんのある事業
- ②人件費等の団体運営費および整備備品費
- ③収益事業に関連する事業
- ④同好会的団体が活動成果を発表するための事業
- ⑤個人ボランティアの行う事業
- ⑥もっばら海外支援を行う事業
- ⑦同一内容で過去3回助成した事業

助成総額 30万円
(1団体最高5万円)



※助成団体、助成事業には、一定の要件があります。詳しくはうら面を
ごらんください。

※申請しめきりは、

8月8日(月) です

地域活動支援事業

この助成事業は、地域の皆様からご協力いただいている赤い羽根共同募金の一部を財源として、犬山市内で活動する以下の2つの要件にあう、非営利の団体（ボランティア団体・特定非営利活動法人）が、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指す事業に対して総額30万円（1団体最高5万円）の助成を行うものです。申請団体を公募し3段階の審査を行い、助成団体・金額を決定します。

（助成団体の要件）

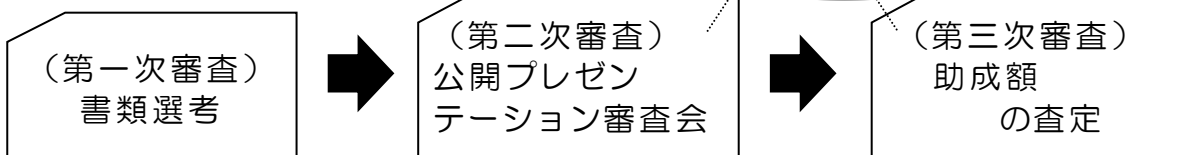
- ①法人格を持たない任意団体（ボランティア団体等）、または特定非営利活動法人
- ②主な活動場所が犬山市内であること。
- ③営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、その活動が宗教・政治に関するものでないこと
- ④会則、規約等が定めてあること。

&

（助成事業の要件）

- ①平成28年度末（29年3月）で完了する、単年度事業であること。
- ②地域住民を対象とし、住民の福祉意識を高める事業であること。
- ③会員の互助やそれに類する事業でないこと（飲食費など）、また光熱費など団体の経常運営にかかる経費でないこと
- ④この助成金のほかに、市またはその他外郭団体から助成を受けていない事業であること。

助成金が
交付されるまで…



（公開プレゼンテーション審査会とは？）

1次審査を通過した団体は、公開プレゼンテーション審査会で、団体の活動内容や今秋助成金を利用して実施したい事業について発表していただきます（発表時間5分、質疑応答5分）

審査員（共同募金に関わっている地域の方や小学生のみなさん）、また一般の見学者の方も交え、質問や意見交換を行い審査を進めます。助成金申請の団体の方にも審査員として参加していただきます。

審査会を欠席した団体は助成の対象となりません。ご了承ください。

◎ 申請の方法について

申請書に必要事項を記入の上、8月8日（月）までに犬山市社会福祉協議会事務局までご提出ください。（申請書等は社会福祉協議会事務局窓口で配布しています。）

※事業や申請について、ご不明な点がございましたら、社会福祉協議会事務局までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

犬山市社会福祉協議会（福社会館内）（電話）62-2508